

## 滋賀県平和祈念館施設日常管理業務仕様書

### 1. 委託業務の名称

滋賀県平和祈念館施設日常管理業務

### 2. 業務履行場所

滋賀県平和祈念館（東近江市下中野町431番地）

### 3. 業務内容

滋賀県平和祈念館における、次に掲げる業務を行う。

- (1) 正面玄関周辺、ロビー、廊下、階段、トイレ、エレベーター、研修室、会議室、多目的室、ガ  
イダンス室、応接室、休憩室・授乳室、地域交流室、ボランティア作業室等の清掃
- (2) 施設備品（机、イス、掲示板等）の清掃
- (3) 前庭および周辺植栽への水やり、除草（除草剤散布含む）
- (4) 駐車場の清掃
- (5) 降雪時の正面玄関付近および駐車場の除雪
- (6) 衛生消耗品の補充
- (7) 屋外ゴミ集積庫へのゴミ出し

### 4. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5. 業務実施日および時間

#### (1) 開館日作業

作業日	原則として、水曜日～日曜日 なお、月曜日・火曜日が祝日に該当する場合は開館日とする。 また、業務の都合により休館する場合がある。
作業時間	原則として、以下の時間帯 ①繁忙期（4月～10月 の計7ヶ月間） 8時30分～11時30分（3時間） 15時15分～17時15分（2時間） 計5時間 ②閑散期（11月～3月 の計5ヶ月間） 8時30分～11時30分（3時間） 16時15分～17時15分（1時間） 計4時間
実施体制	<u>1名</u> で行うこと。

#### (2) 休館日作業

作業日	休館日のうち、県が指定する日（年間13日分）
作業時間	8時30分～11時30分（3時間） 13時00分～16時00分（3時間） ※1日延べ作業時間：6時間× <u>2人</u> ＝12時間 計12時間 天候、館業務の都合等により、作業時間の一部を他の休館日に変更する場合がある。
実施体制	<u>2名</u> で行うこと。

6. 委託期間中における作業時間数

- (1) 開館日作業      年間 260日 (1,198時間)
- (2) 休館日作業      年間 13日 (156時間)

7. 業務実施にあたっての留意事項

- ・清掃に必要な資機材および衛生消耗品は県の負担とする。
- ・衛生消耗品の保管数量が少なくなった場合は県担当者に報告すること。

8. その他

- (1) 業務を実施する作業員の氏名を記載した書類を提出すること。
- (2) その他記載のない事項に関しては、県担当者と協議すること。